

～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

(TEL)06-6210-1270

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番12号 神田司町ビル3F

(TEL)03-3525-8282

HP:http://task-legal.or.jp



★今号のTOPIC★ 2023年4月施行！民法改正のポイント

私たちの生活に最も密着している法律である民法は、ここ数年、毎年大規模な改正が行われています。

2023年4月から新しい制度の開始やこれまでの制度の見直しがありますので、この機会にぜひチェックしましょう！

ポイント1 相隣関係の一般的な規定の見直し

- ① 土地所有者は、所定の目的のために、お隣さんの土地を必要な範囲内で「使用することが請求できる」としていたものを「（請求しなくても）使用することができる」と改められます。ただし当然に使用できる意味ではなく、基本的には隣人同士の話し合いは依然として必要です。
- ② 隣地の使用目的はこれまで「障壁、建物の築造・修繕」のみが法律に明記されていましたが、工作物が追加されるとともに、収去する行為や境界標の調査・境界測量なども追加され、使用目的が拡張されます。
- ③ 電気・ガス・水道等のライフラインの設備設置を他人が所有する土地等を使用することができる権利について、これまで法律に明記されていなかったものが整備されました。
- ④ 土地所有者は、隣地の竹木所有者に越境した竹木の枝の切除を求めても応じない場合などに、自ら越境部分を切除することができる規定ができました。また、竹木が数人で共有されている場合、隣地所有者から越境した枝の切除を求められた共有者は、他の共有者の同意を得なくてもその枝を切り取ることができるようになります。

ポイント2 共有制度の見直し ※主なもの

共有者が多数の場合・遠方にいる場合や行方不明になっている場合に、不動産・動産・株式などを円滑に管理するのはとても難しいものです。

今回の改正では、これまで一律に全員一致ですべきとされていた変更行為について、形状や効用の著しい変更を伴わない軽微な変更は、共有者の持分の過半数で決めることができるように改めるとともに、管理者を定めることができるようになりました。

また、賛否を明らかにしない共有者・所在不明の共有者がいる場合に、裁判所の決定を得ることにより、他の共有者の持分の過半数で決めることができる等共有物の管理に関するルールが合理化がなされました。

その他、共有関係を解消しやすくするための仕組みとして、裁判によって、いわゆる賠償分割（他の共有者に金銭を支払って持分を取得する分割解消方法）も可能となります。



民法は、現代の社会状況に沿うようにこれからも変わっていきます！

ポイント3 財産管理制度の新設

現在の民法では、財産を管理する人がいない場合の制度として「不在者財産管理人制度」「相続財産管理人制度」が設けられていますが、これらは人にフォーカスした財産管理に関するもので、個々の不動産の取扱いを考えた場合に上手く活用されないケースもありました。また、所有者がいても管理が放置されている事案には適用できない制度であるため、管理の必要のある不動産や他者の権利を侵害するおそれがある不動産を適切に管理できるように、「**所有者不明土地（建物）管理制度**」「**管理不全土地（建物）管理制度**」が新設されました。

具体的には、所有者不明土地等・管理不全土地等の利害関係人の請求によって裁判所が選任した管理人が、管理行為を行います。

所有者不明土地等管理人は、管理対象の不動産の管理処分権を専属的に有することになるので、裁判所の許可を得れば、土地の売却や建物の取壊しもできるようになります。

一方、管理不全土地等管理人には所有者がいることを理由に専属的な処分権限がないので、管理対象の不動産の売却を行いたい場合は裁判所の許可を得るほか、所有者の同意が必要となります。

ポイント4 相続制度の一部見直し ※主なもの

① 相続開始から10年を経過した後に行われる遺産分割協議では、被相続人の生前に贈与を受けたり、療養看護に寄与したりした具体的相続分は主張できなくなります。長期間放置された分割協議を促進することを目的としています。

なお、この制度は2023年4月1日の施行日前に開始している相続についても適用されますのでご注意ください。

② 例えば兄弟で共有していた不動産について、仮に兄が死亡した場合、兄の共有持分は遺産分割協議が成立するまでは兄の相続人間で共有するため、2つの共有関係が併存し、解消するための手続が煩雑です。今回の改正で、兄の相続開始から10年が経過した場合に行う共有関係解消の手続は、兄の相続人の異議がなければ一つの手続（共有物分割訴訟）で行えるとする規定が置かれました。

③ 相続放棄をした者に課されている相続財産の管理義務について、その要件を「現に占有（＝事実上支配）しているとき」のみに限定し、相続放棄者に過剰な負担がかからないよう見直されました。遠方・遠縁の方などが相続放棄をしたときに適用が見込まれます。

タスク司法書士法人・行政書士法人ではさまざまな行政手続に対応しております。
ぜひお気軽にご相談ください！

次号の予告TOPIC 医療法人の理事長変更について

